

武蔵野市障害者福祉センターの事業

○指定管理（社会福祉法人武蔵野）の事業

R3.4 現在

| 部門 | 事業名 | 事業内容・対象等 | 現状と課題 | |
|---------------------------|--|---|--|--------------------------------------|
| 管理部門 | 施設貸出事業（一般） | 会議室、録音室、印刷室、視聴覚室、調理実習室の貸出。無料。午前の部9時～12時、午後の部1時～4時、夜間の部6時～9時。団体登録をした当事者及び支援者団体（令和3年度は16団体）とセンター内で活動している事業所。 | ・施設、設備の老朽化。 ・貸出時間帯のニーズの変化 | |
| | 障害者講習会 | 運動や教養の講座を開催し、在宅の障害者に社会参加の機会を提供する。年間5講座（短期を含む）以上を行う。市内在住の障害者手帳を持っている75歳未満の方（短期は年齢制限なし）。 | ・利用者の高齢化・固定化 ・対象者受入れの限界（広さ確保不十分） | |
| | 通所移送事業 | 障害者講習会、生活リハビリサポートすばるの利用者の送迎を行う。送迎車は1台につき運転手1名と介助者1名を配置する。運行は武州交通に事業委託。 | ・他事業所の送迎車も増えており、駐車場が手狭になっている。 | |
| | 医療相談 | リハビリ検討会議のコーディネーター（整形外科医）、神経内科医、循環器内科医、整形外科医、リハビリテーション科医が利用者および相談員、支援員等の医療に関する相談に応じる。武蔵野市医師会に委託。 | ・ケースが相談する際の相談室がない。 | |
| | センター講演会 | 障害者の自立と社会参加等を市民へ広く啓発するための講演会を企画、運営する。 | ・IT化への対応の遅れ。 | |
| | その他 | 心のバリアフリー啓発事業。市民、学校、企業などでの講習会の講師 市や都に対するバリアフリー・合理的配慮に関する助言 地域活動への支援。地区福祉の会、地域防災会などへの参画の協力。 | ・ニーズが増え、講師の負担が大きい。 ・認知度が広がり、相談件数は増えている。 | |
| 通所部門 生活リハビリサポート「すばる」 | 自立訓練（機能訓練） | 障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）。 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、身体機能又は生活能力の維持・向上等のために必要な訓練その他便宜を適切かつ効果的に行う。 【対象】市内在住の入所施設、病院を退所、退院した者で地域生活への移行を図る上で身体機能の維持、回復などの支援が必要な65歳未満の障害者他。 | ・介護保険分野、障害分野においても少数派となるため、定員を満たすことが難しい。 ・中途障害者の場合、本人・家族への心理的支援や復職支援など多くの機関との調整が必要となる。 | |
| | 中途障害者デイサービス（生活介護） | 障害者総合支援法に基づく生活介護。 利用者が自立した日常生活又は生活を営むことが出来るよう必要な介護創作的活動、又は生産活動の機会の提供、生活支援、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。 【対象】65歳未満の者で障害支援区分が3以上である者（ただし50歳以上の場合は支援区分が2以上）他。 | ・使用している部屋の広さや形、設備面で活動に制約を生じている。 | |
| | 市単特自立訓練 | 【内容】自立訓練（機能訓練）に準ずる。 【対象】障害者手帳を所持しない者であってリハビリ検討会議にて市が必要と認めた者 | ・無料で提供。法内移行時に利用者負担が生じる。 | |
| | 市単生活介護 | 【内容】途障害者で市サービスに準ずる。 【対象】生活介護の対象からは外れるが、リハビリ検討会議において市が必要と認めた者 | ・中途障害者の場合、発症から一定期間は手帳取得ができない。 | |
| 相談支援部門 障害者相談支援事業所「ほくと」 | 【専門相談】 リハビリ相談 | 市内在住のおおむね18歳から65歳未満の障害者。補装具、日常生活用具、住宅改修等の相談に対し、より適切にかつ効果的に活用できるように専門職の立場から支援、助言等を行う。 | ・通所業務と兼務のため、対応可能な件数が限られている。 | |
| | 【専門相談】 高次脳機能障害相談支援 | 一般相談支援 | 市内在住の高次脳機能障害者であって概ね65歳未満の者とその家族。対象者からの相談に対し在宅生活を維持又は向上させるための助言、指導、情報提供などを行う。 | ・対象者のニーズが多岐にわたり相談支援が煩雑化して相談員の負担が大きい。 |
| | | 登録相談 | 一般相談の内、リハビリ検討会議で必要と認められた者。 定期的、継続的に相談支援を行う。 | |
| | | フリーサロン | 相談支援の登録者の交流の場。 | |
| | 【専門相談】 視覚障害者相談支援 | 一般相談支援 | 市内在住の視覚障害者及びその家族。対象者からの相談に対し在宅生活を維持又は向上させるための助言、指導、情報提供などを行う。 | ・対象者のニーズが多岐にわたり相談支援が煩雑化して相談員の負担が大きい。 |
| | | 登録相談 | 一般相談の内、リハビリ検討会議で必要と認められた者。 定期的、継続的に相談支援を行う。 | |
| | | 点字教室 | 点字の習得と相談支援登録者の交流の場。 | |
| 計画相談支援 | 障害者総合支援法に基づくサービス等利用計画の作成とモニタリング。利用者の心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるようにコーディネートする。 | 通所施設やショートステイ、入所施設が少なく選択の余地がない等、ケアマネジメントに苦慮している。 | | |

○指定管理以外の事業

| | | | |
|----------------|---------------|--|---|
| 千川作業所 | 生活介護 | 千川福祉会が運営。知的障害者を対象とした生活介護事業所。行動障害を伴う方も利用。 | 建物への負担が非常に大きい。 |
| おひさま 幼児教室 | 児童発達支援 | 毎日型の児童発達支援事業、 【対象】就学前の知的障害児 | 3階の活動室が子供を対象とした施設として不適切。 |
| 千川さくらっ こクラブ | 障害児学童クラブ | 【対象】対象は愛の手帳を持つ小学生で保護者の仕事、病気等により、放課後において世話をする人がいない状況にある児童。 | |
| 施設長期貸出 | キャビネットや自販機の設置 | 設立当初時に参画した3つの障害者団体⇒キャビネットの設置を許可。 身体障害者協会⇒自販機の設置許可（2台）をしている。 そのほか⇒地下会議室や視聴覚室のロッカーで団体専用スペースを提供 | 施錠が出来る所ばかりではないので、責任の所在が不明確。今後希望団体が増えた時に対応できるか不透明。 |